

第1回つばさクラブ

発達が気になりなお子さんに関する相談、就学に向けた情報提供や相談に応じます。毎月1回開催します。

期日 = 5月14日(木)

時間 = 午後2時30分から

場所 = 保健福祉会館

対象 = 市内に居住する発達が気になり、4歳から5歳くらいまでの幼児と保護者

申し込み = 電話で学校教育課(☎内線647)、(健康づくり課☎47-1152)、特別支援学校(☎22-0011)へ。

東部児童相談所 巡回相談

専門スタッフや医師が、発達が気になりなお子さんに心理学的な面や医学的な面からの相談判定や助言指導を行います。

期日 = 6月11日(木)

時間 = 午前10時～午後3時

場所 = 保健福祉会館

申し込み = 電話又は直接、子ども発達相談室(保健福祉会館1階、☎43-2000)へ。

利用者支援事業を御利用ください

子育てなどで心配なこと、困っていること、わからないことなど、相談された人に合った施設や地域の子育て支援サービスの情報提供を行い、サービスが円滑に利用できるよう支援します。



期日 = 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

時間 = 午前8時30分～午後5時15分

場所 = 桐生市子育て支援センター

対象 = 子育て中の保護者や妊娠中の人など

問い合わせ = 桐生市子育て支援センター(☎46-5031)

子育てQ&A

Q 1歳の子供ですが、右手も左手も使っています。きき手はいつごろ決まるのでしょうか。

A 1歳の頃は、どちらの手も自由に使えるとよいでしょう。2歳を過ぎると段々と多く使う手がわかるようになり、4歳には、利き手ははっきりします。今は、無理に持ち替えさせたりせず見守りましょう。

問い合わせ = 子育て支援課(☎内線251)

群馬こども救急相談

休日や夜間(翌朝8時まで)に子供が急に具合が悪くなったとき相談に応じます。

☎#8000(短縮)

乳・幼児 健康診査など

問い合わせ = 健康づくり課(☎47-1152)、新里保健センター☎(74-5550) 黒保根保健センター(☎96-2266)

会場	行事	期日	受付時間	対象・内容
保健福祉会館	1歳6か月児健康診査	6/1(月)	13:20～14:00	平成25年10月24日～11月20日生まれ
	7か月児健康診査 ステップアップ!離乳食 絵本を配布(ブックスタート事業)	6/3(水)	13:20～13:45	平成26年10月1日～25日生まれ
	1歳児かみかみ教室	6/5(金)	9:30～10:00	平成26年6月生まれ
	育児相談	6/15(月)	13:30～14:00	未就学児と保護者
	3か月児健康診査	6/17(水)	13:20～13:45	平成27年2月19日～3月17日生まれ
	もぐもぐ離乳食	6/23(火)	9:30～9:45	生後およそ5、6か月のお子さんと保護者 ※申し込みが必要で、参加費は100円です。
	3歳児健康診査	6/26(金)	13:20～14:00	平成23年11月13日～12月6日生まれ
	1歳6か月児健康診査	6/29(月)	13:20～14:00	平成25年11月21日～12月14日生まれ
	2歳児歯科健康診査	6/30(火)	13:20～14:00	平成24年12月生まれ
新里町保健文化センター	3か月・7か月児健康診査 ステップアップ!離乳食 7か月児に絵本を配布(ブックスタート事業)	6/11(木)	13:20～13:45	平成27年2月15日～3月25日生まれ(3か月児) 平成26年10月15日～11月20日生まれ(7か月児)
	2歳児歯科健康診査	6/24(水)	13:20～14:00	平成24年11月1日～平成25年1月31日生まれ
	育児相談	6/25(木)	13:30～14:00	未就学児と保護者
黒保根保健センター	育児相談	6/23(火)	13:30～14:00	未就学児と保護者

子育てナビゲーション

「児童手当・特例給付」の現況届をお忘れなく

届け出は6月1日（月）から6月19日（金）まで

児童手当・特例給付の受給資格がある人のうち、現況届の提出が必要人には、6月上旬に届出用紙を郵送します。

現況届が届いた人は、6月19日（金）までに必要事項を記入の上、提出書類とあわせて返信用封筒で御返送ください。

なお、6月1日（月）から19日（金）まで（土・日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

の間、市役所1階の子育て支援課及び新里・黒保根支所市民生活課でも届け出を受け付けています。

現況届の提出が遅れると、6月分以降の児童手当・特例給付が受けられない場合がありますので御注意ください。

問い合わせ＝子育て支援課（☎内線308）、新里支所市民生活課（☎74-2904）、黒保根支所市民生活課（☎96-2112）

今年度の現況届用紙について

今年度の「児童手当・特例給付」現況届は、下の「子育て世帯臨時特例給付金」申請用紙とあわせたものとなっています。

A3版の用紙左側が「児童手当・特例給付」現況届で、右側が「子育て世帯臨時特例給付金」の申請用紙になっていますので、両方に記入をお願いします。

今年も「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します

平成27年度においても、子育て世帯臨時特例給付金を実施します。支給額は変更となり、お子さん1人につき3,000円です。

平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村に申請してください。市区町村により申請期間などが異なりますので、御注意ください。

支給対象

平成27年6月分の児童手当の支給を受ける人。ただし、平成26年分の所得が児童手当の所得制限限度額以上で、特例給付に該当する人は、対象ではありません。なお、支給は申請者1人につき1回限りです。

給付金申請用紙の配布時期

児童手当現況届の対象者には、6月上旬に現況届と給付金申請用紙をあわせた用紙を郵送します。

6月分から初めて児童手当を受給する人には、6月下旬に児童手当認定通知書を郵送する際に給付金申請用紙を同封します。

申請書の提出方法

6月1日（月）から11月30日（月）までの間に、必要書類を同封の上、返信用封筒で郵送（当日消印有効）してください。子育て支援課（市役所1階11番）及び新里・黒保根支所市民生活課でも受け付けます

が、大変混雑することが予想されますので、なるべく郵送を御利用ください。

支給の決定

申請者が所得制限内であるかなど審査し、その結果を支給決定通知又は、非該当通知としてお送りします。なお、支給が決定した人には、10月以降、順次支給する予定です。

※公務員の人には、申請用紙が職場から配布されますので、5月31日時点で住民票のある市区町村担当課に提出してください。

問い合わせ＝子育て支援課（☎内線308）

パチリい願

桐生っ子

市内に居住する3歳未満（申し込み時）の桐生っ子を募集します。

申し込み＝Eメール（johoseisaku@city.kiryu.lg.jp）にお子さんの氏名（フリガナ）、生年月日、住所、保護者氏名（フリガナ）、電話番号とお子さんへのメッセージ（40文字以内）を記入し、お子さんの画像データを添付の上、情報政策課（☎内線506）に申し込んでください。



せきりか 関里花ちゃん

1歳
（梅田町二丁目）

1歳おめでとう！歩けるようになってますます面白くなってきたね。



きよづかりん 清塚凜ちゃん

1歳10か月
（川内町五丁目）

いつも弟のお世話やお手伝いありがとう！これからも笑顔いっぱい凜ちゃんできてね！

きよづか そうたろう 清塚蒼汰郎くん

8か月
（川内町五丁目）

いつもニコニコみんなを笑わせてくれてありがとう！元気に大きく育ってね！